

令和2年度

東京国際空港灯浮標保守点検

## 特記仕様書

令和2年2月

国土交通省関東地方整備局  
東京空港整備事務所

## 1. 業務概要

本業務は、東京国際空港C滑走路沖の浅場造成事業区域明示のための灯浮標の保守点検を行うものである。

## 2. 業務場所

東京都大田区羽田空港地先（別添図参照）

## 3. 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇は休日として設定している。

## 4. 業務用基準面

業務用基準面は、A.P. ±0.000m(T.P. -1.134m) とする。

## 5. 業務内容

業務名称	単位	数量	参考数量	摘要
計画準備	式	1		
灯浮標保守点検 普通点検 (1回/月)	回	12	11基/回	PF-140型：4基(灯浮標B, D, F, J) M-250B型：7基(灯浮標A, C, E, G, H, I, K)
水中部点検 (1回/年)	回	1	11基/回	PF-140型：4基(灯浮標B, D, F, J) M-250B型：7基(灯浮標A, C, E, G, H, I, K)
灯浮標部品交換	式	1	7基	M-250B型：7基(灯浮標A, C, E, G, H, I, K)
係留索部品交換	式	1	4基	PF-140型：4基(灯浮標B, D, F, J)

## 6. 支給材料、貸与物件及び提供資料

なし

## 7. 業務仕様

### 7-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 平成31年3月）、「空港土木工事共通仕様書」（国土交通省航空局 平成31年4月）を参考にするものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議し実施するものとする。

### 7-2 計画準備

業務実施に当って、業務着手前までに業務計画書の提出及び打合せを実施するものとする。

### 7-3 灯浮標保守点検(灯浮標A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K)

#### (1) 普通点検

1) 点検頻度は1回/月を標準とし、点検内容は別紙「保守点検表」のとおりとする。

2) 普通点検の実施日は事前に監督職員へ連絡するものとする。

3) 普通点検は作業船1隻で作業を行うことを想定している。

- (2) 水中部点検
- 1) 水中部の点検及び点検結果の報告は9月末日までに行うものとし、点検内容は別紙「保守点検表」のとおりとする。
  - 2) 水中部点検の実施日は事前に監督職員へ連絡するものとする。
  - 3) 水中部点検は作業船1隻で作業を行うことを想定している。
  - 4) 水中部点検結果を受けて、係留索等の交換が必要となった場合、監督職員の指示により変更する。  
なお、これに伴う契約変更は履行期間の末日までに行うものとする。
- (3) 灯浮標部品交換
- 1) 本業務期間中に、M-250B型灯浮標の部品交換を行うものとする。
  - 2) 交換する部品は、表-1のとおりとし交換部品は同等品以上とする。交換後の部品については、受注者の責任において適正に処分するものとする。  
なお、処分費については未計上であるため、処分数量について報告するものとし、これに伴う変更契約は履行期間の末日までに行うものとする。
  - 3) 灯浮標部品交換の実施日は事前に監督職員へ連絡するものとする。
  - 4) 灯浮標部品交換は普通点検時に、防食板の交換は水中部点検時に合わせて実施することを想定している。

表-1. M-250B型交換部品 一覧

品名	規格	1基当りの数量	合計数量	備考
レンズパッキン	RL-123型用	1	7	灯浮標A, C, E, G, H, I, K
灯器パッキン	RL-123型用	1	7	灯浮標A, C, E, G, H, I, K
レンズ	RL-123型用	1	7	灯浮標A, C, E, G, H, I, K
防食板	CPZ-3F	4	28	灯浮標A, C, E, G, H, I, K

- (4) 係留索部品交換
- 1) 業務期間中にPF-140型灯浮標の係留索の部品交換作業を行うものとする。
  - 2) 交換する部品は、表-2のとおりとし交換部品は同等品以上とする。係留索部品交換は灯浮標・係留索を台船の上に引揚げ、作業を行うことを想定している。  
交換後の部品は、受注者の責任において適正に処分するものとする。  
なお、処分費については未計上であるため、処分数量について報告するものとし、これに伴う変更契約は履行期間の末日までに行うものとする。
  - 3) 係留索部品交換の実施日は事前に監督職員へ連絡するものとする。

表-2. 係留索交換部品 一覧

品名	規格	1基当りの数量	合計数量	備考
スタッドリンクチェーン	φ22mm、18m	1	4	第2種 亜鉛メッキ、灯浮標B, D, F, J
ジョイニングシャックル	φ22mm	1	4	第2種 亜鉛メッキ、灯浮標B, D, F, J
スィベルピース	φ22mm	1	4	第2種 亜鉛メッキ、灯浮標B, D, F, J
アンカーシャックル	φ22mm	2	8	第2種 亜鉛メッキ、灯浮標B, D, F, J

#### 7-4 報告

- (1) 灯浮標保守点検の結果について、報告書を作成し、1ヶ月毎に監督職員に報告するものとする。
- (2) 点検報告書の様式については、監督職員の承諾を得なければならない。

#### 7-5 異常発見時および臨時点検

- (1) 点検により異常が発見された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、監督職員の指示により処置を行うものとする。  
なお、これに伴う費用については、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。
- (2) 灯火の異常、破損、灯浮標の移動等標識機能が失われた場合、高波浪等が発生した場合および機能維持のために保守が必要であると判断された場合、監督職員の指示により臨時点検（応急処置）を行うものとする。  
なお、これに伴う費用については、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。
- (3) (1)、(2)の結果、監督職員の指示により、交換部品の追加等業務内容を変更することがある。  
なお、これに伴う契約変更は履行期間の末日までに行うものとする。

### 8. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

### 9. その他

- (1) 灯浮標のうち、水中部点検及び係留索部品交換の作業にあたっては、安全監視船1隻を配置しなければならない。
- (2) 海上作業の実施にあたっては、通航船舶の航行安全に十分留意しなければならない。
- (3) 鯨に対する安全対策が必要とされる場合は、監督職員と協議し適切な対策を講じなければならない。  
なお、必要な対策を講じた場合は履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。
- (4) 高気圧作業安全衛生規則の一部を改正する省令（平成27年4月1日施行）に伴い、潜水作業を行う場合は、安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。
- (5) 業務実施にあたっては、航空法に基づく制限表面に抵触しないよう留意しなければならない。また、航空法および同法施工規則並びに空港管理規則を厳守するものとする。
- (6) 打合せ等に係る旅費については、東京駅から羽田空港国内線ターミナル駅間を想定して計上している。  
なお、契約後、監督職員と協議の上、受注者の最も近い本・支店の最寄駅からの旅費に契約変更するものとする。
- (7) 本業務に必要な資料は、発注者より提供するものとする。

- (8) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

以 上

## 保守点検表

点検部 位置	保守点検内容	点検 方法		
			普通点検 (1ヶ月毎)	水中部点検 (1ヶ年毎)
標体	外装の汚損の有無	目視	○	
	電池室笠間口部パッキンの汚損の有無	目視	○	
灯具	灯ろう、レンズの汚損の有無	目視	○	
	灯ろう、レンズの清掃	作業	○	
	取付ボルト、ナットのゆるみの有無	作業	○	
	ケーブルの汚損の有無	目視	○	
	日光弁動作の確認	遮蔽	○	
	点滅周期の確認(毎4秒1閃)	目視	○	
	各部端子の汚れ、ネジのゆるみの有無	作業	○	
灯火用 電源	太陽電池パネルの汚損の有無	目視	○	
	太陽電池パネルの清掃	作業	○	
	電源室内端平板の漏水の有無	目視	○	
	中継端子の汚れ、ネジのゆるみの有無	作業	○	
	太陽電池出力電圧の測定(晴天時のみ測定)	測定	○	
	電池出力の電圧測定(負荷時)	測定	○	
	電池出力の電圧測定(無負荷時)	測定	○	
	電池端子のゆるみの有無	作業	○	
位置 監視	正規設置位置から離脱していないか確認	目視	○	
	取付ボルト、ナットのゆるみの有無	作業	○	
同期 装置	同期動作の確認	目視	○	
	取付ボルト、ナットのゆるみの有無	作業	○	
	同期装置の汚損の有無	目視	○	
反射器	取付ボルト、ナットのゆるみの有無	作業	○	
	汚損の有無	目視	○	
頭標	取付ボルト、ナットのゆるみの有無	作業	○	
	汚損の有無	目視	○	
水中部	標体汚損の有無	目視		○
	防食板損耗の有無	目視		○
	貝、海草類の付着の有無	目視		○
	係留索の寸法計測	測定		○

令和2年度

東京国際空港灯浮標保守点検

図面番号	図面名称	摘要
1	浅場造成灯浮標位置図	
2	灯浮標一般図	

# 浅場造成灯浮標位置図

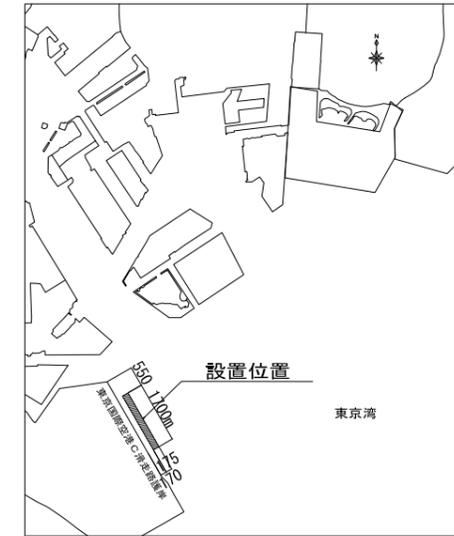
## 設置灯浮標一覧

灯浮標名称	灯浮標型式	シンカー重量 (t)	チェーン		座標 (世界測地系)		備考
			径 (mm)	長さ (m)	緯度 (北緯)	経度 (東経)	
東京羽田沖浅場造成A	M-250B型	3.0	φ22	14	N 35° 33' 12.9"	E 139° 48' 03.0"	平成24年3月設置
東京羽田沖浅場造成B	PF-140型	2.2	φ22	18	N 35° 33' 15.2"	E 139° 48' 07.8"	平成22年3月設置
東京羽田沖浅場造成C	M-250B型	3.0	φ22	18	N 35° 33' 21.7"	E 139° 48' 03.2"	平成24年3月設置
東京羽田沖浅場造成D	PF-140型	2.2	φ22	18	N 35° 33' 28.1"	E 139° 47' 58.6"	平成22年3月設置
東京羽田沖浅場造成E	M-250B型	3.0	φ22	18	N 35° 33' 34.6"	E 139° 47' 54.0"	平成24年3月設置
東京羽田沖浅場造成F	PF-140型	2.2	φ22	18	N 35° 33' 41.1"	E 139° 47' 49.5"	平成22年3月設置
東京羽田沖浅場造成G	M-250B型	3.0	φ22	18	N 35° 33' 47.6"	E 139° 47' 44.8"	平成24年3月設置
東京羽田沖浅場造成H	M-250B型	3.0	φ22	18	N 35° 33' 54.0"	E 139° 47' 40.3"	平成24年3月設置
東京羽田沖浅場造成I	M-250B型	3.0	φ22	18	N 35° 34' 00.5"	E 139° 47' 35.7"	平成24年3月設置
東京羽田沖浅場造成J	PF-140型	2.2	φ22	18	N 35° 34' 06.9"	E 139° 47' 31.1"	平成22年3月設置
東京羽田沖浅場造成K	M-250B型	3.0	φ22	14	N 35° 34' 04.6"	E 139° 47' 26.3"	平成24年3月設置

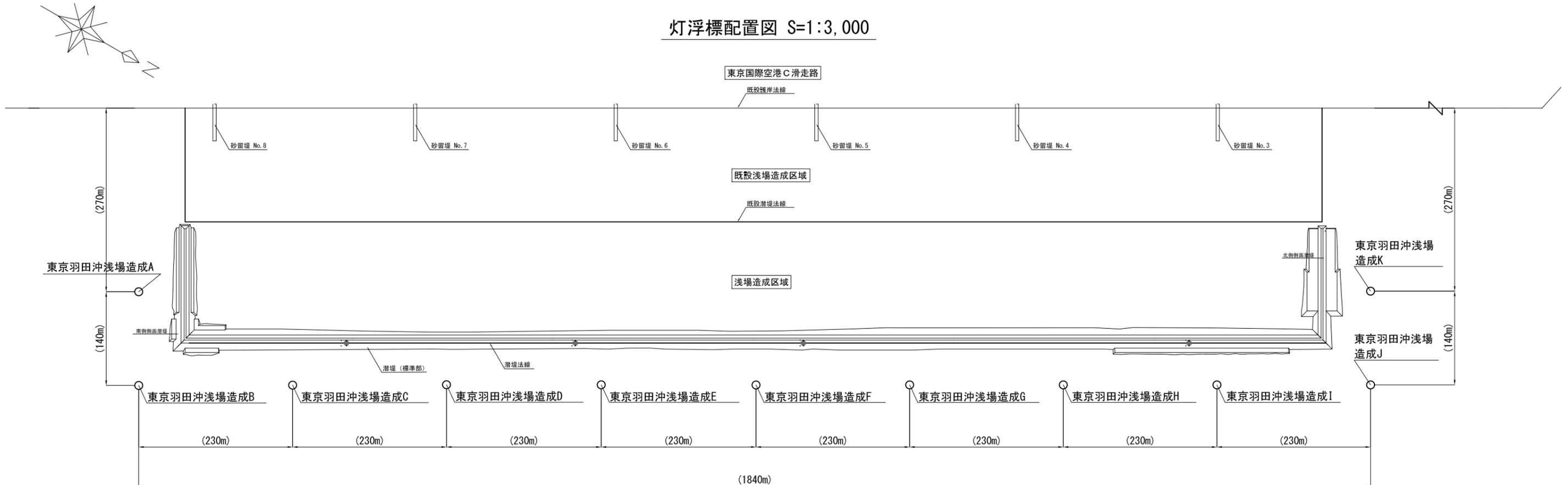
① 灯浮標型式	PF-140型
② 灯高	約3.0m
③ 灯器部	灯質 : 4秒1閃光(黄色)
	実効光度 : 29カンデラ
	電源 : 太陽電池
④ 主要材質	本体部 : 耐食アルミニウム合金 (A5052)
	浮体部 : ポリエチレン樹脂(ウレタン充填)
	尾筒部 : 一般構造用鋼材 (SS400)

① 灯浮標型式	M-250B型
② 灯高	約3.0m
③ 灯器部	灯質 : 4秒1閃光(黄色)
	実効光度 : 29カンデラ
	電源 : 太陽電池 (RSP-5型)
④ 主要材質	本体部 : 一般構造用圧延鋼材 (SS400)
	浮体部 : 一般構造用圧延鋼材 (SS400) (ウレタン充填)

位置図 S=1:20000



灯浮標配置図 S=1:3,000



【注記】  
( )は参考値を示す。

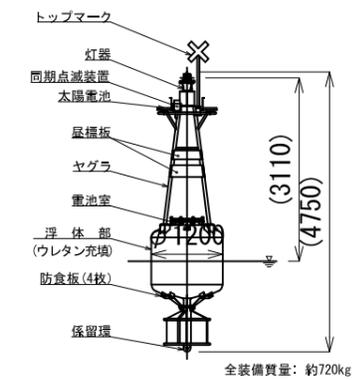
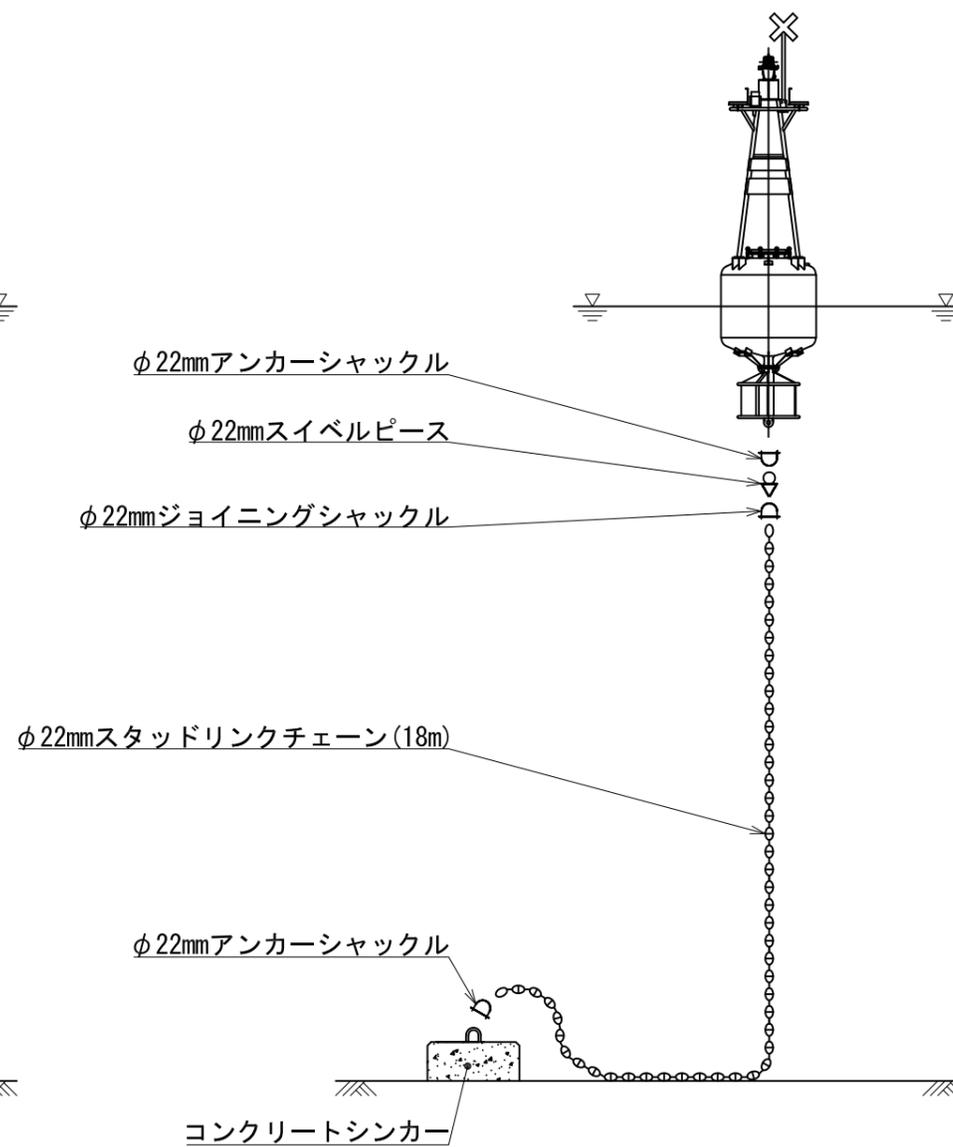
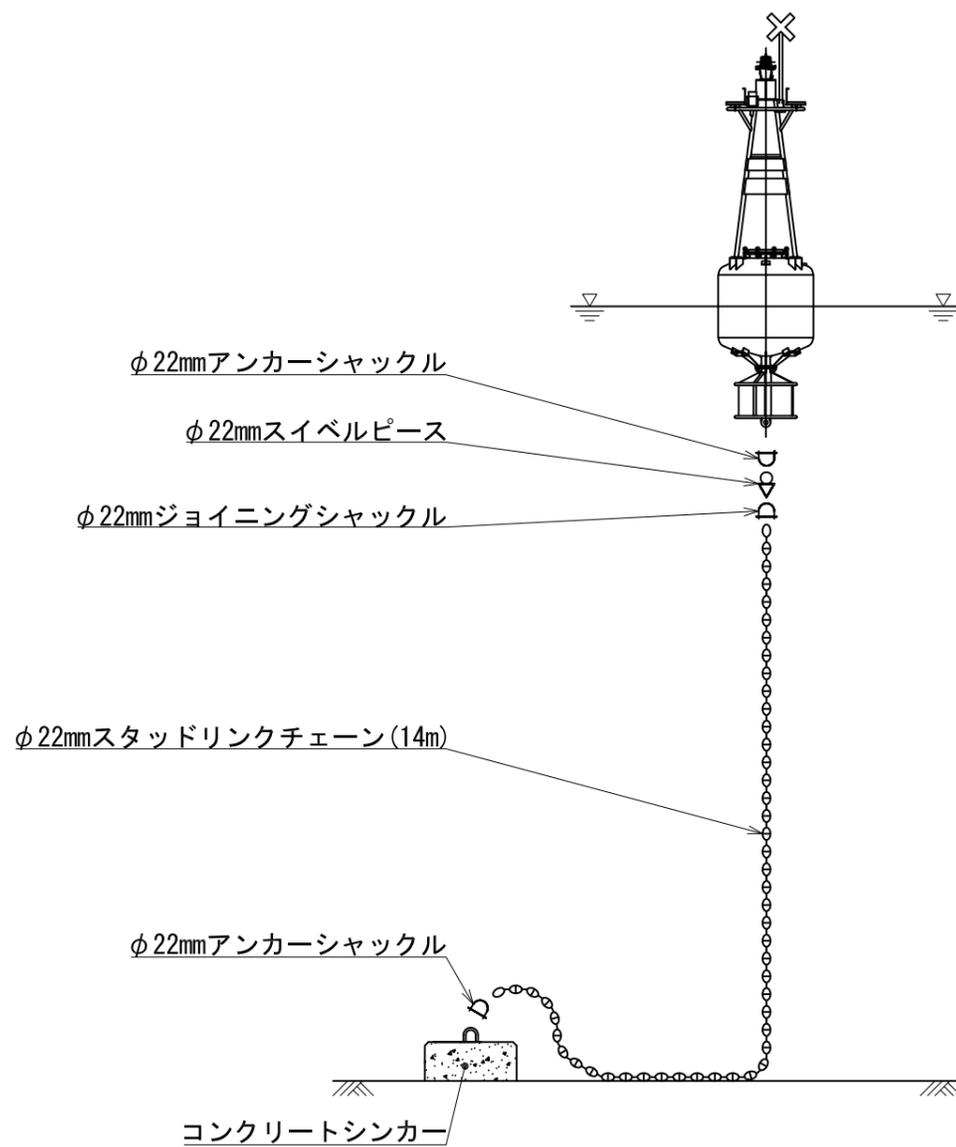
年度	令和2年度	図面番号	1
工事名	東京国際空港灯浮標保守点検		
図面名称	浅場造成灯浮標位置図		
縮尺	図示	単位	m
設計年月	令和2年2月	組数	-
国土交通省 関東地方整備局 東京空港整備事務所			

# 灯浮標一般図 S=1:30

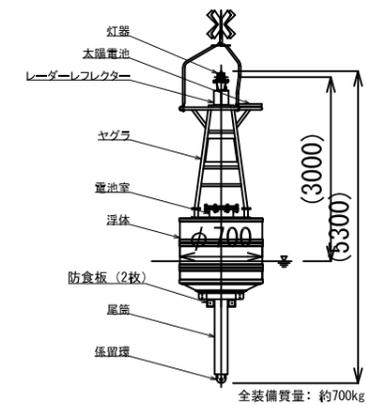
-6m型係留図

-9m型係留図

外観図



(M-250B型灯浮標)



(PF-140型灯浮標)

年度	令和2年度	図面番号	2
工事名	東京国際空港灯浮標保守点検		
図面名称	灯浮標一般図		
縮尺	図示	単位	mm
設計年月	令和2年2月	組数	-
国土交通省 関東地方整備局 東京空港整備事務所			

【注記】

1 ( ) の寸法は概略値を示す。